政令指定都市における事前配慮制度

項目	新潟市（案）	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市
制度の根拠	新潟市環境影響評価条例	札幌市環境影響評価条例 （平成12年10月1日施行）	仙台市環境影響評価条例 （平成11年6月12日施行）	千葉市環境影響評価条例 （平成11年6月12日施行）	川崎市環境影響評価に関する条例 （平成12年12月1日施行）	横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱 （平成7年7月1日施行）
対象事業	条例対象事業（義務） 条例対象外事業（要請）	条例対象事業（義務） 条例対象外事業（要請）	条例対象事業	条例対象事業	条例15事業中7事業 （市が行なう事業）	条例16事業中10事業
配慮を行なう主体	対象計画の策定主体	対象計画の策定主体	対象計画の策定主体	対象計画の策定主体	市	対象計画の策定主体
環境配慮項目の選定根拠	事前配慮指針	札幌市環境影響評価条例に基づく配慮指針（平成12年5月）	技術指針 （平成11年4月13日告示）	技術指針 （平成11年）	技術指針 （平成13年12月告示）	環境への配慮指針 （環境管理計画）
配慮の内容を検討する時期	事業の立地場所，規模を検討する段階	配慮の内容を事業計画に反映させることができる時期	事業の立地を検討する段階	事業の立地場所を検討する段階	事業の立地場所を検討する段階	立地選定，施設計画概略設計時から（事業ごとに指定）
複数案の比較検討	×	×	×	×	×	×
環境配慮計画書の作成	○	△方法書に記載	○事前調査書	○事業計画概要書	○環境配慮計画書	△調整を行なう（文書による）
環境配慮計画書の提出	○	△方法書に記載	○事前調査書	○事業計画概要書	○環境配慮計画書	△調整の結果を方法書に記載
環境配慮計画書の提出時期	方法書提出時	方法書提出時	方法書提出時	方法書提出30日前まで	方法書提出30日前まで	方法書提出時
市民の関与	×	×	×	○公告・縦覧	○公告・縦覧・意見提出	×
専門家の関与	×	×	×	×	×	×
行政の関与	○市長の助言を求めることができる	×	×	×	×	○環境創造局長との調整を行なう

項目	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市
制度の根拠	名古屋市環境影響評価条例 （平成11年6月12日施行）	京都市環境影響評価等に関する条例 （平成11年6月12日施行）	大阪市環境影響評価条例 （平成11年6月12日施行）	神戸市環境影響評価等に関する条例 （平成10年1月2日施行）	広島市環境影響評価条例 （平成11年6月12日施行）
対象事業	条例対象事業	条例対象事業（義務） 条例対象外事業（要請）	条例対象事業	条例対象事業	条例対象事業（義務） 条例対象外事業（要請）
配慮を行なう主体	対象計画の策定主体	対象計画の策定主体	対象計画の策定主体	対象計画の策定主体	対象計画の策定主体
環境配慮項目の選定根拠	事前配慮指針 （平成11年3月30日告示）	事前配慮指針 （平成11年1月29日告示）	技術指針 （平成18年6月30日改定）	技術指針 （平成9年12月策定）	環境配慮指針 （平成11年6月1日広告）
配慮を行なう時期	対象事業にかかる事業計画に反映させることが可能な時期	構想・立案の段階	事業の場所，規模，施設計画，工事計画等の具体化の段階	構想段階・計画段階	計画の見直しが行なえる時期
複数案の比較検討	×	×	×	×	×
環境配慮計画書の作成	△方法書に記載	△方法書に記載	△方法書に記載	△方法書に記載	△方法書に記載
環境配慮計画書の提出	△方法書に記載	△方法書に記載	△方法書に記載	△方法書に記載	△方法書に記載
環境配慮計画書の提出時期	方法書提出時	方法書提出時	方法書提出時	方法書提出時	方法書提出時
市民の関与	×	×	×	×	×
専門家の関与	×	×	×	×	×
行政の関与	○市長の助言を求めることができる	○市長の助言を求めることができる	×	○市長の助言を求めることができる	×